

長岡高等学校同窓会東京支部会則

[平成12年4月21日制定]

[平成12年4月21日実施]

(名称)

第1条 本会は長岡高等学校同窓会東京支部で、長岡中学・長岡高等学校東京同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連絡を密にし、相提携して母校の発展に寄与することを目的とし、目的達成のため必要な事業を行う。

(事務所)

第3条 本会は事務所を支部長宅又はその勤務先事務所等に置く。

(会員)

第4条 本会は長岡高等学校卒業生並びにその前身諸学校の卒業生及びかつて在学した者で、東京都とその周辺地域に在住又は勤務先を有する者をもって会員とする。

(役員並びにその選任方法)

第5条 1.本会に下記の役員を置く。

支部長	1名	総会において選任する。
副支部長	若干名	支部長の委嘱による。
常任幹事	若干名	支部長の委嘱による。
年度幹事	若干名	会員中より各卒業年度別に選出する。

2.幹事会の推薦により、本会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

- 第6条 1.支部長は本会を代表し、会務を統括する。  
2.副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。  
3.常任幹事は支部長、副支部長とともに幹事会を構成し、会務に関する事項を協議し、会務を処理する。  
4.年度幹事は同卒業年度会員との連絡を保持し、年度幹事会に出席して会の目的達成のため支部長に助言、協力する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は就任のときより2年とし、再任を妨げない。

(総会及び幹事会、年度幹事会)

- 第8条 1.本会は毎年1回総会を開く。ただし、幹事会で必要があると認めたときは、臨時総会を開くことができる。  
2.総会の議案は出席者の過半数の賛成により決する。  
3.幹事会、年度幹事会は必要と認めたとき支部長が召集する。

(会費)

- 第9条 1.本会の会費は必要の都度徴収する会費及び寄附金をもってこれに充てる。  
2.本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、毎年の総会において収支決算報告を行う。

(付則)

- 第10条 1.この会則を変更するときは総会の決議を要する。  
2.本会則は平成12年総会終了の時より実施する。